

岐阜県公報

目次

告示

建築基準法に基づく数値等の変更

(建築指導課)

ページ

号外(二) 令和二年十一月二十日

告示

岐阜県告示第四百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項(イ)の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和二年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

本県都市計画区域のうち本県市に係る用途地域の指定のない区域、関ヶ原都市計画区域のうち関ヶ原町に係る用途地域の指定のない区域及び多治見都市計画区域のうち多治見市に係る用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じて同表下欄に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

市町	場所
本巢市	岐阜県岐阜・西濃建築事務所及び本巢市産業建設部都市計画課
関ヶ原町	岐阜県岐阜・西濃建築事務所及び関ヶ原町産業建設課
多治見市	岐阜県東濃建築事務所及び多治見市都市計画部都市政策課

三 適用年月日
令和二年十一月二十日

令和二年十一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社